

令和7年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月13日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和7年3月13日（午前9時00分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	西田 健
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
参 事 兼 総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
参 事 兼 みらい安心課長	山下 喜市	産業振興課長	西村 夏之
税務住民課長	森井 裕	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第24号、議案第26号～議案第30号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第24号、議案第26号～議案第30号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号～発議第2号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号～発議第2号）
- 追加日程第3 質疑（発議第1号～発議第2号）
- 追加日程第4 討論（発議第1号～発議第2号）
- 追加日程第5 採決（発議第1号～発議第2号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第1号 令和7年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和7年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和7年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第4号 令和7年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 令和7年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第6号 令和6年度 度会町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第7号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 令和6年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和6年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 度会町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第11号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第12号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 度会町一般会計補正予算（第5号））
- 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 度会町水道事業会計補正予算（第3号））
- 議案第25号 物件等の買入りに係る契約の締結について

- 議案第26号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第28号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第29号 町道路線の認定及び変更について
議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号 専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(若宮 淳也) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和7年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思います。御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 山北佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番(山北 佳宏) 皆様、おはようございます。1番議員の山北佳宏です。議長より、許可を頂戴しましたので、地域懇談会につきまして質問をさせていただきます。

このたび、町におかれましては、多気町とともに近隣4町、デジタル田園都市国家構想事業で連携されている6つの町で、環境省の脱炭素先行地域づくりという大きな事業に挑戦されまして、三重県で初めての脱炭素先行地域の指定を受けられました。資料によりますと、これまでの事業に採択された提案件数は、全国で81提案、中部ブロックで11提案のみであります。指定を受けたことは、町にとりまして地域を発展させていく上でも、非常に画期的な起爆剤になると思います。

この事業の予算額は、約50億円、うち30億円が度会町の事業として予算化され、これまでの町予算の約7割弱に当たる大きな、大規模な事業だとお聞きしております。特に、木質バイオマス発電事業の展開や地域新電力会社の設立などにより、地域の経済の活性化を図る大きなチャンスでありますけれども、新しい事業に取り組みますには、住民の皆様の御理解と御協力がなければ進んでいけないというような課

題もあるようです。私のところにも、報道を見られて詳細な内容についての問合せもございました。住民の方々の関心度も非常に高く、大いに期待されています。

度会町は、デジタル田園都市国家構想事業で種々の事業にも取り組まれ、町を活性化させるとともに、環境にも優しいまちづくりを推進されています。

つきましては、新事業やその他デジタル田園都市国家構想事業につきまして、事業計画をスムーズに進めるためにも、その内容を住民の方へ直接説明されるような地域懇談会を設けていただくような機会はないでしょうか。今後、町がどのような事業展開をなされるか、その周知の方針を伺います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

山北議員の質問にお答えをいたします。

町民の皆様におかれましては、脱炭素先行地域採択における期待や関心が大きく、直接説明する場が必要ではないかとの御指摘でございます。

まさに、町の広報紙や新聞紙上でも、脱炭素先行地域の見出しがたくさんあり、申請当初から議員の皆様方にも随時御説明をいたしておりますが、事業内容も多岐にわたっておりますし、容易には理解し難い内容かとも思っております。

本町に取りましては、地域活性化の起爆剤となる大きなチャンスと捉えておりますが、これから事業内容を具体化していく段階でございますので、現時点では、住民向けの地域懇談会の開催は考えておりません。

まずもっては、議員の皆様方の理解を深めていただくための説明会が先決かと考えております。

詳細につきましては、担当課より説明いたさせます。

○議長（若宮 淳也） はい、山下参事兼みらい安心課長。

○参事兼みらい安心課長（山下 喜市） はい、それでは、町長に代わりまして、担当課からお答えをさせていただきます。

さきの議員懇談会の席上でも、新年度予算に関連して事業内容を御説明させていただいたところですが、同事業は、令和7年度から11年度にかけての5か年で度会町として選定したエリアを、カーボンオフセットすることが大きな目的でございます。

その手段・手法として、地域新電力会社の設立だとか、太陽光発電、バイオマス発電、公共施設の省エネ設計、PPAや公用車のEV化など、多岐にわたる事業を展開することになります。

令和7年度でもって、これらの計画づくりを行うもので、具体策については、まさにこれから進めていく段階にあります。

まずは、町長の答弁のとおり、担当課も含めまして議員の皆様方とともに、勉強をしていく機会を作らせていただければと思っております。

御承知のように、本事業は、共同提案者として様々な企業が参画をしており、ともに計画検討を進めていく段階でありますので、その担当も交えまして、改めて日程調整をさせていただきたいと考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上、山北議員の説明とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。事業が多岐にわたり、これから推進されていくということで、非常に現段階では難しいというなお話もいただきました。

議会のほうの勉強会、それから、お願いできれば、自治区を代表される区長さん等ですね、こういうところにも機会があれば、まずは、そこから御説明をいただくことができないかなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（若宮 淳也） はい、山下参事兼みらい安心課長。

○参事兼みらい安心課長（山下 喜市） はい、ありがとうございます。

まず、先ほど申し上げましたように、これから詰めていくという段階でございます。そして、エリアを設けておりますので、まずは、その方向性が決まって、考え方が確定してきた折には、まずは、そのエリアに当たる範囲、そちらの住民さんにはお知らせをまずして、それ以降、また町内全域に広げていくという考え方が必要かと思っております。5か年という考え方ですので、そういった順番をもって進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。単独の町の事業ではないということも含めてまいりますと、今おっしゃっていただいた内容のとおりかなとは思いますが。この令和7年度の予算につきましては、過去最高の50億円を超える予算という中にもですね、この脱炭素化、この事業だけではないですけど、関連で庁舎の脱炭素化で5億円ほど、それから、この新事業について9,100万円ほどの予算がありますので、皆さんが広報を見られても非常に関心を持たれるところだと思っております。

大きな事業ですので、少しずつ事業を展開して拡大していくということを理解いたしましたので、引き続き、私たちにも勉強させていただく機会をお願いしたいと思っております。

一日も早くこの事業を軌道に乗せていただきながら、地域の活性化につなげていただきたいと思いますし、度会町が目指してみえる、この大きな事業を住民の皆様

にですね、より分かっていただく、御理解いただく、御協力いただくためにも、随時、丁寧な、また、情報周知をお願いしたいと思います。

これをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

続きまして、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 皆さん、おはようございます。3月4日に質問通告を出して許可をいただきました貞森でございます。

私は、二点質問をさせていただきたいんですが、その前にね、町三役の方と役場職員の皆さんに、前もって感謝の気持ちを述べたいと思います。

といいますのは、子ども医療費の無料化の問題がありまして、15歳までというやつを、私、このこの議会で18歳まで延ばしてくれへんかという質問をしよう準備しとったんです。そしたら、議員懇談会的时候にもう役場の方が、この町も、この町もするから、度会町もやろうじゃないかという、ほいで三役の方が決意していただいて、その方向で進んでいるということは、非常に私うれしいんです。役場の皆さんもよく調べていただいたと思います。今後とも、そんな活動をお願いしたいと思います。

長くなりましたが、私の一般質問に入らせていただきます。

一つ目は、学校給食の無償化の問題です。私は、この問題について令和5年の第4回の定例会でも同趣旨の質問をいたしました。今の国会の情勢見ていると、どうも国のほうでやろうじゃないかみたいな動きがありまして、令和8年度ぐらいから小学校で実施して、できたらもう早う中学校まで行こうじゃないかみたいな動きがあるようですけども、度会町においては、そんな待つとるんやなしにね、おれとこ先やるぞというぐらいの意気込みを見せてほしいと、そう思います。今、度会町は保育所からずっと半額になっていますが、この半額は、私らが議員になる前に、前の町長、前の議員さんらで決めていただいたもので、我々は、私は何の力にもなっていません。私らは、それを受け継ぐわけですから、それよりいい制度を提案するのが、私らの責任だと思っています。もう半額やめろとか、そんなんやったら議員しとらんほうがええわけですからね。それを議員になったからには、町長すまんけど、全額してくれへんかと言いたいのが、我々の気持ちです。ほいでコロナの臨時交付金が来たときに、一時、度会町は全額補助になってよかって、これコロナが終わったら、元へ戻すんじゃないだろうなといたら、戻ってしもたんです。ほいで、ある自治体ではね、コロナでちょっと金来たもんで、学校給食無償化にするというのを決めて、ほしたら、それがお金が止まってしもうたもんで、いやいや、これは復活、元のおりやっついていかんと、今さら親から金は取れんだろうというぐら

いの気持ちがあって、それを続けているという自治体もあるんです。私、知つとるんです。ですから、度会町も、今、半額補助してもうとんのありがたいんですけども、私らは、その後、引き継いで、すまんけど、全額にしてくれへんかというのを、私は国の制度に先行してしてほしいと。そういう意味で、今日町長に、中村忠彦町長のときに、中村町長が現職のときに、制度として始めてほしいと、そういうつもりで第一点目の学校給食無償化の問題を出しているんですね。金が幾らかかるかとか、そんなことももうちゃんとお分かりやと思いますから、こんだけお金がかかるけどやるぞという答弁をいただきたくて、ここへ立ちましたので、町長よろしくお願ひします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、政府において学校給食の完全無償化に対する議論が交わされております。

本町といたしましても、国の動向を注視しつつ、町の財政状況と受益者負担等の観点を踏まえ、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

給食補助にかかる状況等の詳細については、教育長より御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、貞森議員さんの御質問に、町長さんに代わりまして、私から御説明いたします。

その前に、皆様に本当に学校教育、社会教育のほうにつきまして、御協力、御指導、本当にありがとうございます。

まずは、保育所及び小・中学校の給食費につきまして、国の交付金を充当できる場合を除き、平成30年9月から、町の単独補助として保護者負担のおおむね半額を町負担とする施策を行っております。また、令和7年度予算につきましても同様の考えで、今期定例会において予算を計上し、審議をお願いしているところです。

ところが、経済的理由によって、就学が困難な小・中学校の児童・生徒、保護者の方につきましては、度会町就学援助費給付要綱、保育所の園児の保護者の方につきましては、度会町立保育所における副食費の徴収に関する規則に基づき、給食費を町負担により全額支給しているところです。

限られた財源の中で、真に必要な家庭へは必要な支援が届くよう制度設計を行い、今後も住民福祉の向上につながるよう支援や施策の精査をしっかりと行ってまいりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げ、貞森議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 今、答弁をお聞きしましたので、重ねてお願ひします。昔は

ね、自分らが全部、学校へ行ったら金要んねやというのが、子供の頃からでした。教科書もお金で買って、みなやっていましたね。ところが、今はね、教科書無償でしょう。それから、医療費も、先ほど言うたように、ありがたいことに窓口でもう払わなくていいんです。ポケットマネー持っていかんでええんですね。それから、通学バスも、今は合併しましたから、歩いて通う子は減りましたし、自転車で通うの減りましたから、お金は要らないんですね。

あと、給食費なんですね。これだけ何とか持ったってもらえないかというのが、私の切なる願いであります。高校もね、今、授業料、国会ではちょいちょい言うていますけども、私立のことやと思うんです。三重県の公立学校はお金要りませんね。私、子供に長男に聞いたら、子供2人高等学校出たけど、授業料は払ってないよというてました。そうすると、もう学校で給食だけは、これはね、親の責任だいう時代では、もうないと思うんです。ですから、こんだけの金がないんやということはないと思うんです。明石の市長さん、前の市長さんはね、子供中心で徹底的にやってきましたというのが、私はラジオで聞いたんです。この人えらい人やなど、ほいで、ほかの人には、ちょっと待ってくださいよ、子供のこれ終わってからしますからねとって、あんたのいうことはやらないと言わないでね、子供のが終わったらやりますので、お待ちくださいと言ったら、皆さん待ってくれたと言うてました。そういう意味でね、よそから視察もようけ来るぐらいの、すごい町長さんやったと思うんですが、皆さん御存じやと思います。私はラジオで聞いた程度ですけどね。ですから、そんなことで子どもさんに先行投資しておくことはね、無駄ではないんです。私、以前も言いましたように、隣のどこかの町にね、子供は宝、年寄りには誇りと、公民館に書いてぶら下げるところがありました。ほいで交付金が来たときも、コロナの交付金が来たときも、ぱっと、まず、子供に金を配って、次に、老人に配ってと、それも度会町みたいに1,000円券とかそんなんやなしにね、500円券、老人の人らは500円の単位で物を買うとるんです。1,000円で物を買うということはないんです。ですからね、1,000円券で何か使いいったら、よう使わんのですわ。それで500円に200円足すと700円で飯が食えるとか、そういう配慮をしてね、やっていた自治体がありますので、ぜひ給食もね、無料化していただいて、ほいで、国からお金が来たら、あ、これからこの金はここへ使おうじゃないかという、そんなことでやってほしいと思うんです。もうやらないということやなしにね。

それから、所得制限なんかよく加えます。三重県の高等学校の授業料についても、その所得制限があるんだと思いますが、そんなもん一律幾ら金もうけしとる人でも、努力して金もうけたんですから、一律みな無償にしといてね、あとで、確定申告でその人から取ったらええんですね。ですから、所得制限やそんなんはなしでね、給食費をぜひ無償化していただきたいというので、私は、もう町長の決意を、今日

聞いて何月からやるぞというぐらいの答えを、私は期待して来たもので、できたら、まあ町長もう一回ぐらい言うてくれませんか、何月からやりますとか。そうせんと、私の年金者組合という組織でね、伊勢市とも給食やってくれというたら、市長、僕が教えた子ですから、先生、先に教育長から会うてくれと、ほいで小俣へ行って教育長と会うて、ぜひやったってくれへんかといって、了解しますとは言いませんでしたけど、ほいで、次に、おい町長に会わせてくれていうたら、組織からいうたら、いや、副町長に次、会うてくれと、副市長に会うてくれと、やっぱり段階もあったんやと思いますけど、できたら、もう何月からこうしたいというぐらいの決意で、その点をお願いしたいと、もう答弁はよろしいですわ。

それから、二つ目の質問に入らせてもうてよろしいか。すみません。二つ目の質問は、これも一回、私、質問したんですね。加齢による難聴者への補聴器購入に関わる補助金制度を作ったってくれへんかと、この前言うたときに、三重県である自治体が、そういうのを実施していましたので、ほいで、住民の方から、そういう制度はないのかなと言ってきたもので、一遍質問してみますと言ったら、けんもほろろに断われたということはないんですけど、まあまあそういうのは、私よう忘れますけど、WHOの世界のあの保健機構ですね、その中に、加齢性難聴と認知症との間に、これやというエビデンス、もう難しい言葉で町長立派で英語で言ってくれましたが、エビデンスがないと、証拠がないんだと、だから、加齢性難聴については、認知症になる、そういう証拠がないんだから、今のところようしませんという事で受け入れてもらえませんでした。

ところが、近年、役場の人に調べていただいたら、隣接の自治体でも補助をしとるところがあると、それが1年に20人ぐらい申込みがあつて、そこの自治体は2年目ぐらいですから、今、40人ぐらい補助をしとると。金額を私ね、役場の人で決めてもろたらええので、そういう制度を作っていただきたいと。給食費の半額補助と一緒にね、制度を作つてもうたら、次の人らがこれをこれだけにしてくれへんかと。給食費でも80何%というところがあるんです、自治体の中にね、補助しとる。そんなと一緒に、加齢性難聴についても、エビデンスがないというんやなしに、近所の自治体でそういうことを始めてきたので、役場の人も調べていただいて、一人に何十万円も補助せえというてないんです。制度を作つて、片耳2万円、片耳何万円という、そんなやり方で始めてくれないかというのが、私の質問です。もう質問より依頼なんです。ですから、もう質問に当たらないか分かりませんが、加齢性難聴による認知症への道を防ぐために、ちょっとでも耳が聞こえる、目が見えないから眼鏡の補助をせえとは言わないんです。あれ。何でかいたら認知症になる可能性は低いと、目が見えない、見えにくくなってきたから老眼鏡に補助せえと、これは言いませんね。そしたら、補聴器は何で言うんやといたら、やっぱりね、耳が

聞こえんと世界が、世間が狭くなっていくんです。そういう意味でね、補助したって
もろて、どんだけでも聞き取りやすい老人に、耳の形やら、そんなんもうじつと変
わってきますからね。初めつけた補聴器で生涯使えるわけではないんですけども、
もう何回までしかようしませんよと、そういう程度でよろしいので、ぜひ検討をい
ただきたい。町長の決意のほどを、お願いしたいと思います。お願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

難聴は、加齢とともに起こり得るもので、50歳頃から始まり、65歳を超えると急
に増加するといわれており、放置していると外出先で危険に遭いやすい、また、災
害時の警報が聞こえないなど、様々な危険が生じることを心配されての質問だと思
います。

令和4年第3回度会町議会定例会一般質問におきまして、難聴者の補聴器購入の
際の補助金についての御質問を受け、聴覚障がいにより身体障害者手帳を有する方
や障害者総合支援法の対象疾病に該当する難病患者の方に対しましては、補聴器購
入に対する補助制度がありますとの答弁をいたしました。

今回の質問については、対象を満65歳以上の高齢者の方ということで、現在は、
加齢性難聴などの方への助成はありませんが、進みゆく高齢化社会に対する課題と
捉え、今後におきましては、近隣市町の動向も注視しながら、研究、協議を重ねて
まいりたいと考えております。

実施自治体の状況につきましては、担当課より御説明をいたさせます。

○議長（若宮 淳也） はい、西田長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（西田 健） 町長に代わりまして、担当課から全国及び三重県下
においての取組状況について御説明いたします。

令和6年12月に、一般社団法人日本補聴器販売店協会が調査いたしました全国の
自治体における補聴器購入費助成制度の実施状況によりますと、全国の自治体から
回答のあったうち、実施済みが390団体で全体の22.3%、そのうち65歳以上を対象
としているのは282団体という結果になっております。

県内に至っては、朝日町、南伊勢町及び紀宝町の3町のみで、要件等については、
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく、補装
具費支給制度による補聴器の交付を受けられない方であること、耳鼻咽喉科を標榜
する医師より、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の必要性を認める旨
の意見書等を得ることができることのほか、本人及びその世帯に属する世帯員が町
税等を滞納していない者を対象としており、機器については、厚生労働大臣が基準
を定めて指定する医療機器であることなど、定めがあるとのこととございます。

以上、担当課から状況等についての補足説明といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 町長から前向きの答弁をいただきました。私の質問、これで終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登喜三雄議員。

《8番 登喜三雄 議員》

○8番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただき、今回は、法制執務に関する二つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問です。今期定例会に課設置条例の一部を改正する条例案が提案されております。この条例案を読み解きながら、三点の疑問についてお尋ねをいたします。

まず、今回の機構改革で防災係を総務課へ独立させたことは、国でも防災庁の設置を目指す中で、町民の安心・安全部門を専従化させ、進化させるメッセージとして高く評価するとともに、施設管理室を設置し、町有施設の管理を分散型から一元管理化へ転換することは、業務の専門性が図られるとともに、将来へのスクラップ・アンド・ビルドにつながるものと期待するところです。全体的には評価をし、期待しながら一つ目の疑問でございます。人口減少社会は、今まさに訪れています。34の既存の集落と新たに形成されつつある新しいコミュニティが秩序を保ちながら、コンパクトなまちづくりへと展開されていく必要があります。すなわち、中心街、中心核の整備、いわゆる商業施設と居住空間の在り方、近く役割を終えようとしております公共施設、また、現在進行中の町営住宅の改築、既存の町民体育館、中央公民館の再編等々、それと旧小学校区を想定したサテライト核、いわゆる旧村の核となる地域についての整備、すなわち、小学校の跡地利用、統廃校後の保育所跡地利用のこと、また、公民館や改善センターの在り方などについて、その将来像を描いていく部署が、どうしても必要になると、私は考えます。それには、土木建築的、いわゆる都市計画的なセンスで町を俯瞰することが求められています。脱炭素化事業、また、美村構想も先行するまちづくりとして魅力を感じるころですが、まず、基本的な、基礎的な足元を見つめた未来への投資、既存インフラの再編整備を誰が担任するのか、その陣容は果たして整うのか、お尋ねをいたします。

私の二つ目の疑問でございます。下水道を選ばなかった町として、生活排水路の保全は、どこが担任するのか。埼玉県の下水道管損壊による道路の崩落事故を見ると、運転手さんの速やかな救出を願いながら、地形的に本町が下水道事業を選ばなかったことは、正解であったと、私は思っております。

しかし、浄化槽の放流先、生活雑排水の放流先は、道路側溝また地山への浸透、それに農業用の用排水路等を介して、河川へと導かれていきます。ときによっては、

流路が損壊し、また、ところによっては、流路自体の整備が必要になっております。町民の生活を脅かしています。改めて、下水道を選ばなかった町として、生活排水路の保全是、補助金対応ではなく、行政が守備するとの明確な意思表示とともに、その担任先を明示すべきと考えますが、お尋ねをいたします。

三つ目の疑問です。庁舎は、町民安心・安全の司令塔であると思います。城とも言えるここがシャットダウンすると、全ての機能が麻痺いたします。空調、LED整備化後の、また、複雑・高度化するデジタルシステムについて、例えば、サーバーの高温対策や電源喪失時の対策など、機械的な保守・保全管理は、どこが担任するのか。新設の施設管理室は関わらないのか。

以上、3点の疑問を読み解いていただきたいと思います。

まず、一点目の質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

多様化する業務と住民ニーズへの的確な対応はもとより、重要施策の円滑な進行を実現するため、小規模ではありますが、5年ぶりとなります組織改革を行いたく、今期定例会へ議案第11号として上程し、審議をお願いしたところであります。

本件の概要につきましては、さきの議員懇談会や付託されました総務住民常任委員会にて、担当課より御説明をいたしたところではありますが、確かに、条例改正案では読み解くことが困難とも思われますので、御質問の順にお答えをいたします。

一つ目の人口減少を見据えた町の計画については、みらい安心課が主体となり、都市計画を担当する建設課と連携して業務に当たります。

次の生活排水路の保全是、建設課がその役割を担い、三つ目の庁舎内の設備管理及びDXの推進に向けた電子機器やシステムの調整については、従来どおり、総務課が担当いたします。

なお、新設の施設管理室につきましては、直接的には各課の事業との関わりが少ないかと思いますが、連携体制の構築と強化を指示いたします。

当室の具体的な担当業務としましては、現在、産業振興課が所管しています遊水プール鏡など、初年度においては特定の施設に限定し、管理運営及び今後の在り方を検討することとしており、将来的には他の施設も含め、一括管理することで、さらなる業務の効率化による適正な維持管理に努めたいと考えています。

また、私にとって大きな決断となりました町営診療所の開設準備など、重要施策の調整を迅速に進めるべく、みらい安心課の業務を改め、戦略推進係を新設するなど、喫緊の問題解決に向け、全力で取り組んでまいります。

今後におきましても、社会情勢の変化やニーズを見極め、状況に応じた組織改革をしたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力のほど、よろしくお願

いたします。

以上、登議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。町長さんに今回の一部改正案、条例改正案について読み解いていただきました。ある程度、理解をさせていただきたいと思えます。だんだんとその実態が見えてこようかと思えます。

ただ一つ、施設管理室を新たに設けられるわけなんですけれども、やはり、施設は多岐にわたっております。例えば、指定管理制度におけます外部にお任せしているような施設もございます。そういったことも過去に、この貸付期間というんですか、指定管理期間を失念をしておりますして、改めて、議会に説明があったようなこともありました。多岐にわたっておりますので、新たに、庁舎の管理のことも私は心配ですけれども、そういったことも含めまして、対応をお願いいたしたいと思えます。

組織が人を作るともいわれております。職員数も減少時代に移行していくのではないかなど、私は考えております。時において、よき組織となりますように、折に触れて、明確な指示を与えていただきながら、柔軟な対応をしていただきますように、お願いをいたします。

デジタルシステム化のこの高度化、複雑化につきましては、私も本当に分からない分野なんですけれども、庁舎のデジタル、DX化につきましては、ほとんどがその委託先が、ほとんどが松電となっております。現場に弱点がないか、システムダウンにつながるか、その受託先であります松電さんの弱点の検証を含めまして、両方で一度検討することを御提案しておきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

ハラスメント、いわゆる嫌がらせ、いじめの対応について、兵庫県や森友学園など、世の中の不幸な出来事を思いながら、度会町では明るい職場環境の中で、誇りを持って魅力あるまちづくりが行われますよう、願って質問をいたします。

人は、ハラスメントという行為で、加害・被害の両者になり得ます。解釈上、ハラスメントには、代表的なセクハラ、マタハラ、パワハラなどをはじめ、12もの行為があるそうでございます。思いやりや互いを尊厳する心があれば、起こり得ないのですが、ハラスメント行為を行政組織として想定していなかったということは、今の世の中では許されません。

まず、一般職の役場職員間のハラスメント行為が発生したとき、定めにより分限懲戒し、また、発生を予防するため、職員の福利厚生面の取組が必要になります。任命権者としての覚悟を尋ねます。併せまして、度会町職員懲戒審査委員会なるも

のが、度会町職員の非違行為に関する懲戒処分の量定等に関する規定に定められています。及び、福利厚生としてストレスチェック制度実施規定並びに、不利益処分についての審査のための公平委員会の定めがあります。担任すべきものに平時の心構えを解いておく必要があると考えますが、戸惑うことなく対応できるのか、そもそもこれらの規定は機能しているのか、お尋ねいたします。

次に、一方で、特別職は地方公務員法が適用されません。すなわち、町長、副町長、教育長をいさめる法律上の定めがございません。あえて、兵庫県に学ぶとすれば、議会の百条委員会の報告を経た勧告や職員の告発への県の対応を公益通報者保護法違反の可能性が高いとするにとどまるものでございます。

また、愛知、岐阜両県のとある町長さんのハラスメント事例が報じられ、町独自の防止条例が制定されるなど、踏み込んだ対策が講じられていると聞き及びます。町長さんの御所見をお伺いいたします。

最後に、教育長さんにお尋ねをいたします。

ところを変えて、教育現場での子供と教員、教員間のハラスメント行為については、県教委が主体性を持って対処すべきものと承知していますが、このとき、町の教育委員会は、どこまで関与できるのか、それとも、見守ることとなるのか、御教示をいただきたいと思います。

以上、二つ目の質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

地方公共団体をめぐる各種ハラスメントに関する課題については、特に、今年度に入り、国会審議において度々取り上げられ、また報道がなされるなど、関心が高まっております。

地方公共団体におきましては、関係法令等を遵守した上で、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となり、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することによって、質の高い行政サービスを実施することが求められております。

本町においては、令和2年に策定いたしました職場等におけるハラスメントの防止に関する基本方針を礎に、全職員を対象とした研修はもとより、平時を含めた面談、聞き取りなど、発生の抑止と予防に向けた福利厚生面を含めた対策に、戸惑うことなく取り組めるよう、執行部共々、任命権者としての自覚と責任を持って職務に当たっているところであります。

先日、私自身もハラスメントの研修を受講しましたが、知識を深めるとともに、適切な対応の在り方を改めて学びました。

御指摘の私ども、特別職に対するハラスメント防止条例につきましては、制定済みの自治体はいまだ少ない状況にありますが、本町においても情報収集しながら、

早急に検討していきたいと考えています。

今後においても、住民サービスの維持・向上につながるよう、ハラスメントのない職場環境の確保に尽力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、登議員さんに対する答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、登議員さんの質問にお答えいたします。

まずは、自身の教育長としておごらず、職務に誠実に取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

まず、学校教育・社会教育につきまして、各段の御指導と御配慮をしていただいていること、誠にありがとうございます。

小・中学校の児童・生徒につきましては、登議員さんのお話もありましたように、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ることを想定しながら考えております。

残念ながら、当町にも少ないけれども、いじめ案件はございます。

基本的に学校と教育委員会は、報告・連絡・相談を行い、事案の早期発見を目指しまして、文部科学省や三重県教育委員会、三重県教育ビジョン等より示された対策を取っております。

教育関係者、警察関係者、保護者代表、福祉関係者から構成されております度会町いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、定期的を開催し、情報交換と対策を考えております。

小・中学校では、年間2回程度の生徒・保護者・職員向けのいじめ・セクハラ・パワハラ等の各種アンケートやチェックを実施し、実態を把握するようしております。学校では、コンプライアンス委員を中心として相談窓口を設置しております。また、職員会議や生徒指導会議におきまして、情報共有と指導の方向性を機敏に行っております。

教職員に関しましても、教職員満足度調査（働き方、ハラスメント等）による状況把握をして対応をしております。ほかにも、年度初めに臨時の教職員等研修をはじめとするコンプライアンスミーティングを行っております。

また、県との関係ですが、学校・町教育委員会で把握した案件は、素早く県に報告をしております。そこで対応を協議しております。

今後も、早期発見・早期対応を基本として、被害者側に寄り添う指導や対応を行ってまいりますので、引き続いて、御支援と御指導をいただきますようお願い申し上げます。

基本的に、この三重県教育ビジョンがバイブルになっておりまして、ここの115ページ、いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実、この方向性への

つとりまして、度会町教育委員会も努力しております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。万全の体制をもって臨まれていることを理解をいたしました。

ただ、一つお答えいただけたら、事務方で結構でございます。私も勉強をしていました町条例等を、勉強させていただきました。先ほどちょっと質問でもさせていただきましたように、不幸にしてハラスメント行為が起こったときの、その分限懲戒等に関する定めと、それから、厚生面でストレスチェック制度実施規定なるものがございました。

まず、一点目は、その懲戒審査委員会なるものなんですけれども、これはこの規定を読み解いてみますと、総務課長さんやら、副町長さんの名前が出てまいります。町長さんもおっしゃっていただきましたけれども、戸惑うことなく対応できるのかどうか。その辺の心構えについてお聞かせをいただきましたら幸いです。

もう一つ、そのストレスチェック制度というのは、福利厚生の話なんですけれども、こういう規定ができたこと自体、私は知らなかったんですけれども、こういうことが実際に実行されているのかと、否かについてお答えをいただけたら幸いです。よろしく。

○議長（若宮 淳也） はい、中井参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中井 宏明） それでは、登議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

今現在のハラスメントの発生状況につきましては、若干でございますけれども、届出がございます。そういった申出書の提出であったり、また、相談がありました際には、その都度、関係者による、面談による取組等によりまして、事実確認の調査もいたしております。

あと、今現在は、懲戒処分に至るケースというものは1件もございませんけれども、行為者にその事実を伝え、厳重に注意や指導をするとともに、ハラスメントが度重なれば、懲戒処分となる旨につきましても、適宜しっかりと忠告するなど、再犯防止を促しているところでございます。

あとは、ストレスチェック等の関係でございますけれども、福利厚生面の取組につきましては、個別の面談であったり、また、ストレスの聞き取り調査、また、そういった調査につきましては、毎年行っているところでございます。また、窓口につきましては、総務課の人事係というところなんですけれども、そういった担当者につきましても、そういった機会を捉えて、十分な知識の習得に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。

ただ、懲戒処分のことにつきましては、副町長がトップに立って処理をする旨の規定になっておりますので、くどいようですけれども、戸惑うことのないように、不幸にして起こった場合には、対応をしていただきますようお願いをいたします。

もう一つ、お願いをしておきたいのは、職員の最後の駆け込み寺とも言えるべき公平委員会、私も仕事をしとったときには、そういうことを想定して仕事をしとったことがありませんので、あまり実態はよく分からないんですけれども、公平委員会なるものが最後の駆け込み寺として、組織としてあるんだということを職員の皆さん方に啓発をしていただきますように、重ねてお願いをしておきたいと思います。

一般職の職員、また、町長さんをはじめ特別職、それに教育現場でのハラスメントが認められたとき、それぞれの法制執務について、事に当たっての心構えなどについて質問をし、お答えをいただきました。思いやりのある職場、明るい職場環境を通して、町民皆さんの福祉の向上、すなわち、町民皆さんに幸せが訪れますようお願いながら、加えて、町議会も議長さんをはじめ、我々も勉強をしておかなければならないのが、議員のハラスメントについて、また、議会の議決を要する人事対象者のハラスメントについて、いろいろと人事案件で議会の同意を求められる人事がございます。この方々のハラスメントについても、議会として責任ある対応が求められていることを心しながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時2分休憩)

(10時15分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○予算決算常任委員長（西井 仁司） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第1号 令和7年度度会町一般会計予算、議案第6号 令和6年度度会町一般会計補正予算（第6号）、報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度度会町一般会計補正予算（第5

号))、以上、議案3件について、教育長、関係課長、局長、室長、課長補佐、局長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長（大野 原徳） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第2号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和7年度度会町介護保険特別会計予算、議案第4号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第9号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 度会町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第11号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について、議案第12号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第22号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上、21議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきと決しましたので、報告をい

たします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第5号 令和7年度度会町水道事業会計予算、議案第20号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））、議案第29号 町道路線の認定及び変更について、以上、議案4件について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決・承認すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第24号、議案第26号～議案第30号）

日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号 令和7年度度会町一般会計予算から議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））、議案第26号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてから議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第24号、議案第26号から議案第30号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第1号～議案第24号、議案第26号～議案第30号)

日程第4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号から議案第24号、議案第26号から議案第30号を採決いたしたいと思います。

議案第1号 令和7年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和7年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和7年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和6年度度会町一般会計補正予算(第6号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第21号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す
る条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度度
会町一般会計補正予算(第5号))に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第23号は、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度度
会町水道事業会計補正予算(第3号))に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第24号は、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第26号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画に
ついてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対
し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第28号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 町道路線の認定及び変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第29号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第30号は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(10時35分休憩)

(10時37分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、提出されました発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 専決処分事項の指定についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程(発議第1号～発議第2号)

追加日程第1 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 専決処分事項の指定についてを議題といたします。

◎提出理由の説明(発議第1号～発議第2号)

追加日程第2 それでは、発議第1号、発議第2号を提出議員より提出理由の説明を求めます。

10番 濱岡裕之議員。

○10番(濱岡 裕之) 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例

について

令和7年3月13日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡 裕之

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

同じく 貞森 義和

同じく 大西 徹

同じく 西井 仁司

同じく 中西 久博

提案理由

行政組織の改編に伴い、常任委員会が所管する課名に変更が生じたため、当該条例の一部を改正したい。

これが、この議案を提出する理由である。

○議長（若宮 淳也） 次に、2番 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第2号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和7年3月13日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 中森 慰

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

令和6年度 町改第8号 緊急防災・減災事業 田口大橋橋梁耐震補強（P1橋脚他）工事

契約金額の10%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した令和6年度 町改第8号 緊急防災・減災事業 田口大橋橋梁耐震補強（P1橋脚他）工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出者の説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号～発議第2号）

追加日程第3 これより、発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 専決処分事項の指定についてに対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第1号～発議第2号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第2号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（発議第1号～発議第2号）

追加日程第5 これより、発議第1号、発議第2号を採決いたしたいと思います。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号 専決処分事項の指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第2号は、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

濱岡裕之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和7年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

（10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員